

令和8年4月1日より、

敦賀労働基準監督署からのお知らせ

「特定元方事業者の事業開始報告」の記載事項が変わっています！

労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律が令和7年5月14日に公布され、
個人事業主等の安全衛生対策の推進を図るため、元方事業者等が講ずべき措置の対象に、**労働者と同じ場所で
仕事の作業に従事する労働者以外の作業従事者を含める**こととする等の改正が令和8年4月1日より施行されて
います。

この改正を踏まえ、労働安全衛生規則第664条で規定する「**特定元方事業者の事業開始報告**」の記載事項の
一部が変更となっています。

具体的には、従来、「常時就労労働者数」としていた箇所が「常時就労する作業従事者数」となります。

つまり、労働者に加えて、労働者と同じ場所で仕事に従事する個人事業主等（**一人親方、中小企業事業主や
役員含む**）も含めた人数を記載する必要があるということです。

（参考様式例）

特定元方事業者の事業開始報告				
事業の種類		事業場の名称		事業場の所在地
特 定 元 方 事 業 者	事業の概要 (工事概要)			(現場) * (店社)
	* 作業の開始年月日	年 月 日		* 作業の終了予定年月日 年 月 日
	統括安全衛生責任者又は統括安全衛生責任者の職務を行う者の選任		元方安全衛生管理者又は元方安全衛生管理者の職務を行う者の選任	
	職 氏 名	職名 氏名	職 氏 名	職名 氏名
	店社安全衛生管理者の選任			
者	職 氏 名	職名 氏名		
関 係 請 負 人	事業の種類	事業場の名称		事業場の所在地
備 考	年 月 日			
	労働基準監督署長 殿		特定元方事業者職氏名	

備考
1 「常時就労労働者数」の欄には、元方事業者及び関係請負人の労働者数の合計数を記入すること。
2 この欄に記載しきれない事項は、別紙に記載して添付すること。
3 ※の欄の記入については、任意であるが、記入することが望ましいこと。

なお、本改正によって、**統括安全衛生責任者、元方安全衛生管理者、店社安全衛生管理者**の選任義務が生じる人数も「**常時就労する作業従事者数**」で判断することになりますのでご注意ください。

常時就労する作業従事者数

工事の種類	20人以上	30人以上	50人以上
(1) ずい道等の建設の仕事	店社安全衛生管理者	統括安全衛生責任者 元方安全衛生管理者 安全衛生責任者	
(2) 圧気工法による作業を行う仕事	店社安全衛生管理者	統括安全衛生責任者 元方安全衛生管理者 安全衛生責任者	
(3) 一定の橋梁の建設の仕事	店社安全衛生管理者	統括安全衛生責任者 元方安全衛生管理者 安全衛生責任者	
(4) 鉄骨造り、鉄骨鉄筋コンクリート造りの建築物の建設の仕事	店社安全衛生管理者		統括安全衛生責任者 元方安全衛生管理者 安全衛生責任者
(5) その他の仕事 (造船現場、木造建築、改修補修工事現場等)	—		統括安全衛生責任者 元方安全衛生管理者 安全衛生責任者

適切な管理体制を構築し、
現場管理をお願いします！

